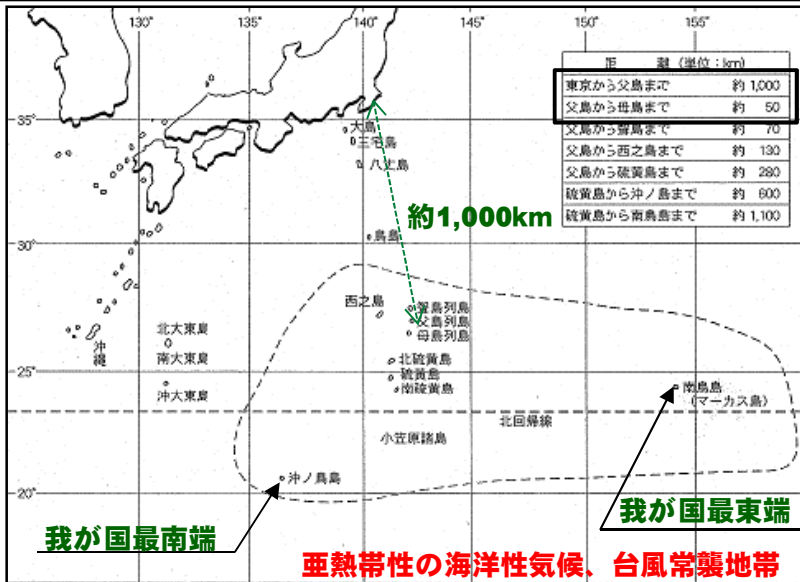


# 小笠原諸島の地理的特性・沿革・概要

## 地理

- 東京の南約1,000kmに位置
- 父島列島をはじめとする約30の島
- 我が国の排他的経済水域の約3割



## 自然

- <気候>
- 亜熱帯に位置。気温の年間変化と日較差が小。
  - 湿度が高い海洋性気候。台風の発生・常襲地帯。
- <自然>
- 固有の動植物が多数存在  
(島の誕生以来、一度も他の陸地と地続きとならず独自進化)
  - 外来種の脅威により、貴重な生態系が崩壊の危機  
(グリーンアノール、シロアリ、アフリカマイマイ、ノネコ等)
  - エコツーリズムの推進  
(南島、母島石門における適正な利用のルール策定)
  - 病害虫により農作物に被害  
(アフリカマイマイ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ等)

## 沿革

- 西暦1593年 小笠原貞頼により発見されたと伝えられる
- 明治9年 国際的に日本領土と認められる(一部欧米人の帰化)
- 昭和19年 太平洋戦争の戦局の悪化により、島民が本土に強制疎開
- 昭和21年 米国の軍政下に置かれる
- 昭和43年 日本に返還され、東京都の行政管理下に編入(本格的に帰島開始)
- 昭和44年 小笠原諸島復興特別措置法公布(以後、5年ごとに期限を延長)
- 昭和54年 第1回小笠原村長・村議会議員選挙実施(村政の確立)
- 平成23年 世界自然遺産登録

## 概況

- 人口 : 2,397人 (H23.4.1。戦前ピーク: 7,711人 (S19))
- 行政組織 : 小笠原村役場、東京都小笠原支庁、小笠原総合事務所(国)、小笠原自然保護官事務所(国) 他
- 交通手段 : 約6日に1便(片道約25時間半)の船便(航空路無し)
- 社会増減率(平成21年度)
  - ・転入数/総人口: 12.5% (離島4.2%)
  - ・転出数/総人口: 12.6% (離島5.1%)
- 国立公園面積割合: 79.9% (離島19.7%)
- 中高生の島内就職率 (H22) : 0.0%

## 産業

- <農業> 農家戸数 57戸 (平成23年1月1日現在)  
生産高 110百万円 (平成21年)
- <漁業> 漁組組合員数 81人 (父島48人:平成22年12月末現在)  
(母島33人:平成22年3月末現在)  
漁獲高 578百万円 (平成21年・養殖分含む)
- <観光> 乗船客 年間23,449人 (平成22年、おがさわら丸乗船客数)

おがさわら丸

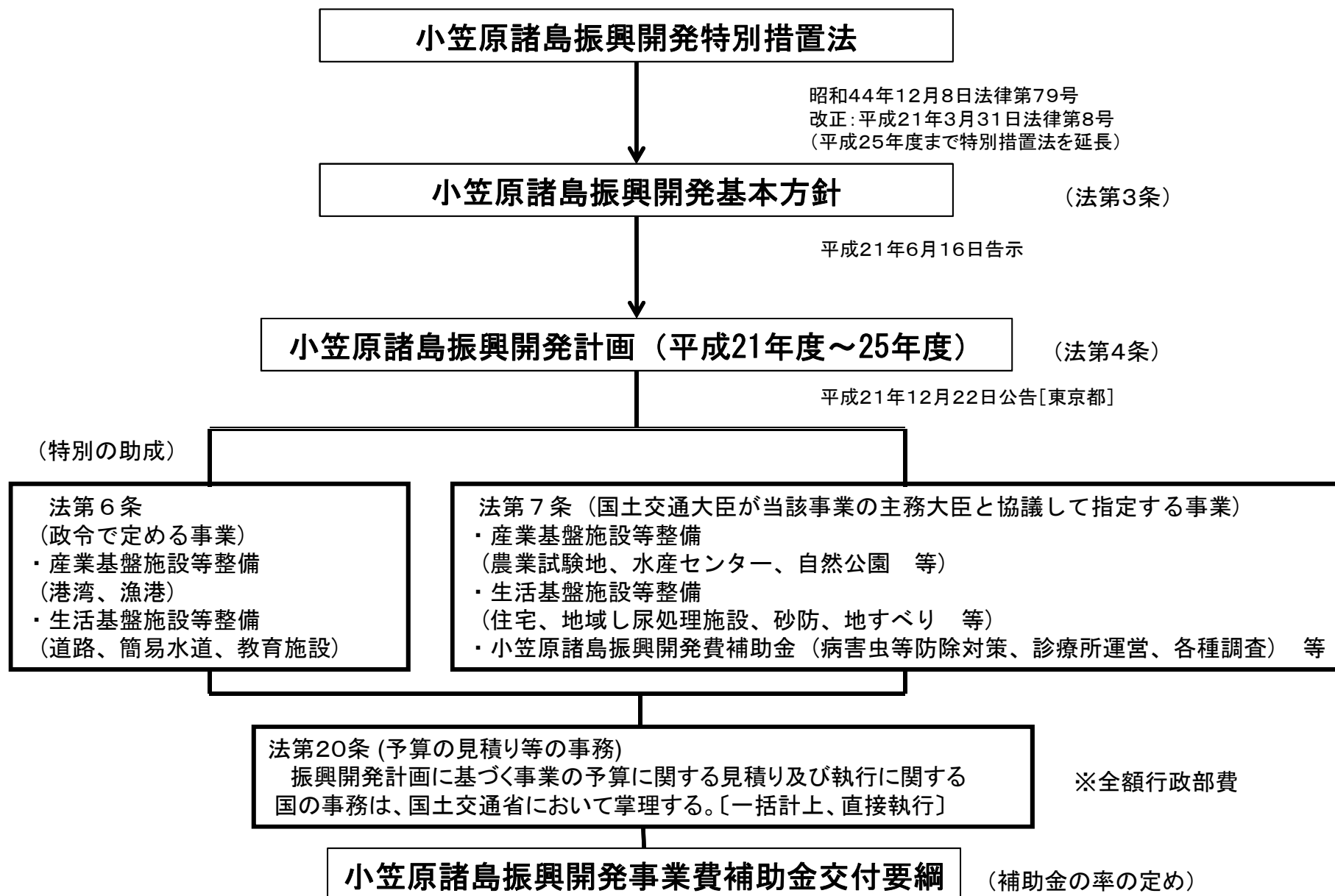


ホエールウォッチング



南島





## 平成 24 年度 小笠原諸島振興開発関係予算（国費ベース）

## 小笠原諸島振興開発予算（非公共事業）

（単位：百万円）

経 費 区 分	平成 24 年度 当初予算額	うち「復旧・ 復興枠」	平成 23 年度 当初予算額	対前年度比	平成 22 年度 当初予算額	平成 21 年度 当初予算額
小笠原諸島振興開発費補助金等	127	0	139	91%	146	125
計	1,669	680	1,379	121%	1,398	1,402

## 【ポイント】

- ・小笠原諸島振興開発予算の全体額は、復旧・復興枠【680百万円】も活用し、対前年比1.21倍。
- ・父島の現浄水場は、東南海・南海地震時の浸水区域になっており、老朽化も進んでいるため、移転が必要となっているが、復旧・復興枠を活用し、浄水場の移転に要する経費について必要額を計上。  
【村事業：294百万円】
- ・東日本大震災で最大1.8mの津波を観測した小笠原二見漁港について、防波堤の改良等について、復旧・復興枠で計上。  
【都事業：386百万円】
- ・昨年6月の世界自然遺産登録を踏まえ、
  - ・外来種対策を含む植生回復、希少動植物のモニタリング等の自然公園関係予算を対前年比約1.5倍。  
【都事業：265百万円：対前年1.45】
  - ・観光客の増加を小笠原の振興に結びつけるため、土産物の試作開発など観光関係の調査経費を対前年比2倍。  
【都事業：10百万円：対前年2.00】

## 【参考】

離島ガソリン流通コスト支援事業（資源エネルギー庁）	平成 24 年度予算 31 億円（全国）
---------------------------	----------------------

※離島のSSが島民にガソリンを販売する際に、実質的なガソリン小売価格が下がるようにする支援措置

○小笠原の補助金額の単価 30円／リットル

（一般離島の補助金の単価はガソリンの輸送形態別に、7円、10円、15円）

○平成 23 年 5 月 1 日制度開始時の小笠原のガソリン価格（小笠原総合事務所調べ）

- ・父島（213円（前月比▲31円））
- ・母島（239円（前月比▲31円））

## 海洋基本法(平成19年7月施行)

1. 目的  
海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進
3. 海洋基本計画  
海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならない。



## 海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)

3. 政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の施策
  - ⑩離島の保全等
    - (1)離島の保全・管理  
保全・管理に関する方針の策定
    - (2)離島の振興

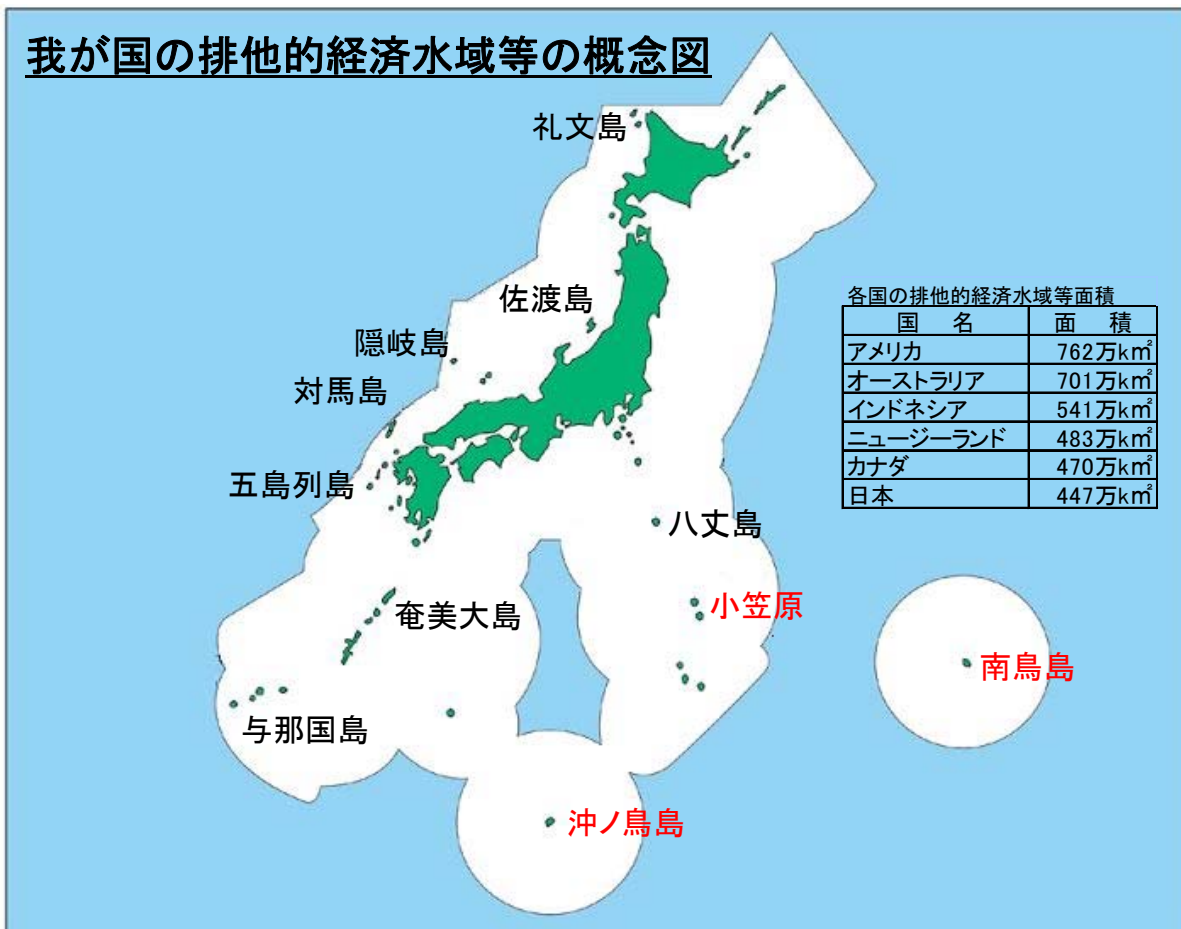
## 海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(平成21年12月本部決定)

3. 離島の保全・管理に関する施策のあり方
  - ①海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理  
・低潮線を変更させるような行為の規制等の推進 等
  - ②海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理  
・遠隔に位置する離島における活動拠点の整備 等

## 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成22年6月施行)

1. 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定
2. 低潮線保全区域の指定、行為規制
3. 特定離島の指定、拠点施設の整備

## 我が国の排他的経済水域等の概念図



※ 我が国の排他的経済水域等の面積(447万km<sup>2</sup>)は、国土面積(約38万km<sup>2</sup>)の約12倍に相当する。また、離島(沖縄、奄美、小笠原を含む)の存在により、我が国の排他的経済水域等の面積は本土のみに比べ約2倍となっている。

※ 小笠原関係の島々で、我が国の排他的経済水域の約3割を占める。

# 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の概要

**1. 基本方針の目的・意義** 国土面積(約38万km<sup>2</sup>)の約12倍に及ぶ排他的経済水域等面積(約447万km<sup>2</sup>)の管轄海域の適切な管理のため、離島の保全及び管理を的確に行う。

## 2. 離島の役割

- 1) 離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠
- 2) 広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点
- 3) 海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承

(例)南島島の役割

- 国土面積の1.13倍の約43万km<sup>2</sup>を確保
- 周辺に海底資源が有望

## 3. 離島の保全・管理に関する施策

### 1) 海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理

- ① 状況把握・データ収集及び一元管理  
→ 最新技術による調査、土地・海域利用状況の把握
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化  
→ 人工衛星による画像撮影、巡視船等による監視
- ③ 低潮線を変更させるような行為の規制等の推進  
→ 無主不動産の国有財産化、損壊行為の規制
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

### 4) 人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承

### 2) 海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理

- ① 海洋資源の開発及び利用の支援  
→ 海洋エネルギー・鉱物資源開発の推進
- ② 遠隔に位置する離島における活動拠点の整備  
→ 港湾等による諸活動・物資輸送の効率化
- ③ 海洋の安全の確保  
→ 不審船・海上犯罪の取締り、海難救助体制の充実

### 3) 海洋の豊かな自然環境の形成の基盤となる離島及び周辺海域の保全・管理

- ① 状況把握・データ収集
- ② 海洋保護区の設定等による保全・管理の推進
- ③ 離島における自然環境保全の取組推進

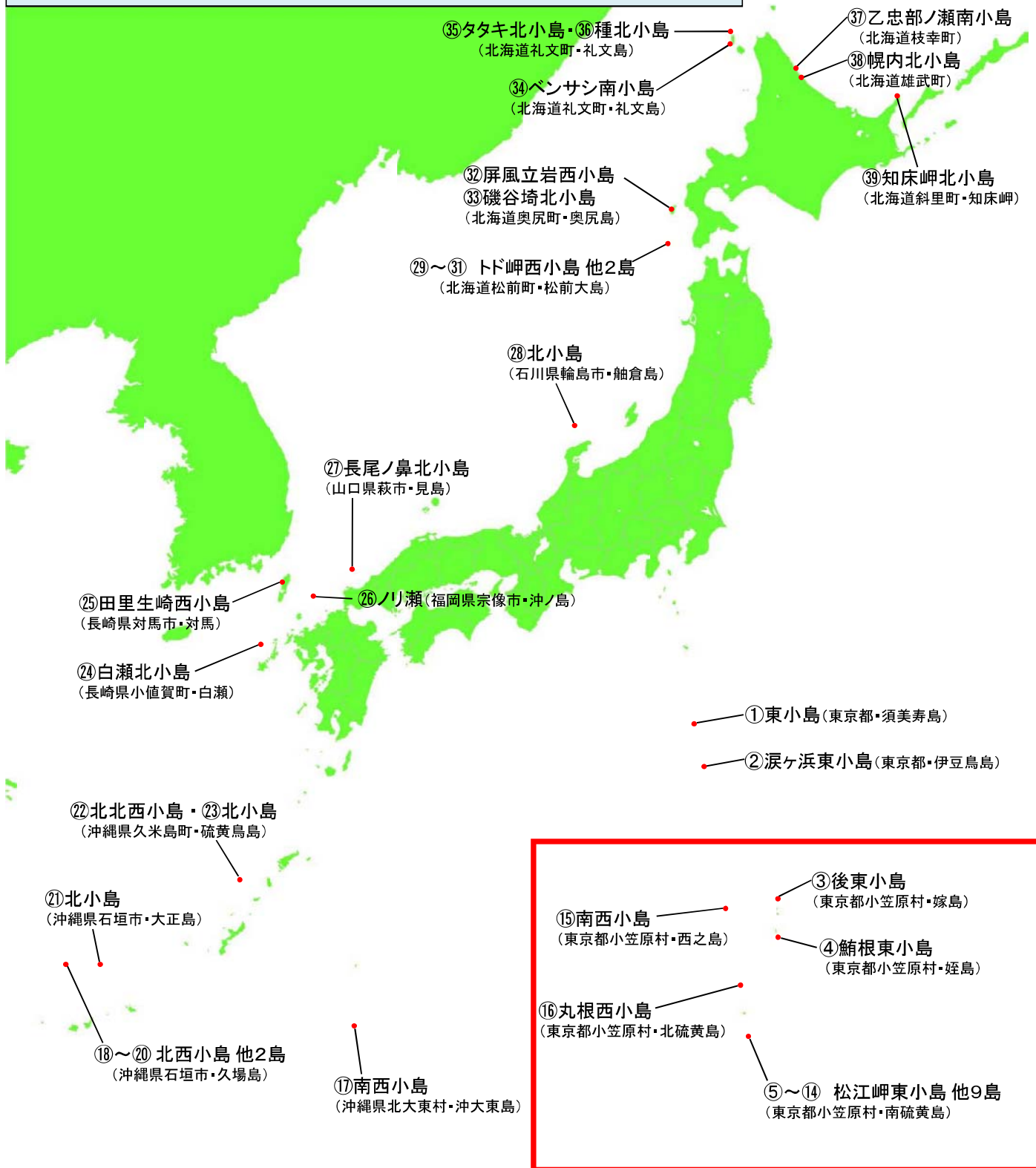
## 4. 離島の保全・管理に関する施策の推進体制等

## 5. 国民等に対する普及啓発

# 平成23年度中に名称決定予定の離島(39島)

※ 記載した島名は内閣官房総合海洋政策本部案で、現在、関係自治体に照会中のもの。

※うち14島が  
小笠原諸島



地図参照: GaftMAP(<http://www.craftmap.box.i.net/>)

# 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

## 背景

- ・我が国は国土面積(約38万km<sup>2</sup>)の約11倍の世界有数の排他的経済水域の面積(約405万km<sup>2</sup>)を設定。
- ・平成20年11月の大陸棚延長申請、平成21年3月の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定、平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定等が行われた。
- ・排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。
- ・遠隔地にある離島は排他的経済水域等の利用上重要な位置にあるが、港湾等の利用活動のための拠点施設が整備されていない。

## 目的

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を定めることにより、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

## 概要

### <基本計画>

#### ★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

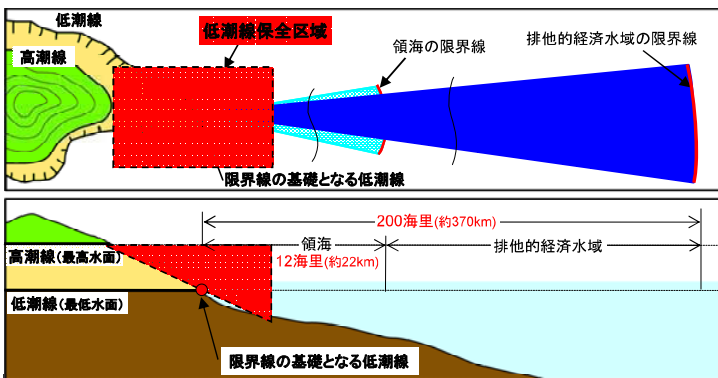
### <低潮線保全区域>

#### ★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

#### ★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



※長崎県男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km<sup>2</sup>(東京ドーム約1,700個分)の排他的経済水域面積が減少

### <特定離島における拠点施設の整備>

#### ★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

#### ★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。



イメージ(南鳥島)

→低潮線保全区域として全国185の区域が指定され、うち小笠原諸島では40区域が指定されている。

→特定離島として、沖ノ鳥島、南鳥島の2島が指定されている(全国で2島のみ)。

**これまでの小笠原諸島振興開発審議会の開催状況**

第 77 回小笠原諸島振興開発審議会（平成 19 年 3 月 28 日）

- ・ H19 小笠原諸島振興開発事業関係予算概要について
- ・ 小笠原諸島振興開発計画の概要について
- ・ 「小笠原地域におけるブロードバンド化促進に関する検討会」報告書の概要

第 78 回小笠原諸島振興開発審議会（平成 20 年 1 月 29 日）

- ・ 小笠原に関する最近の動向
- ・ 小笠原諸島振興開発計画の成果と課題

第 79 回小笠原諸島振興開発審議会（平成 20 年 6 月 2 日）

- ・ 小笠原諸島振興開発の方向について
- ・ 小笠原諸島振興開発に対する国の支援のあり方について

第 80 回小笠原諸島振興開発審議会（平成 20 年 7 月 14 日）

- ・ 意見具申（案）について

法改正・延長（平成 21 年 3 月 31 日）

第 81 回小笠原諸島振興開発審議会（平成 21 年 5 月 18 日）

- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正について
- ・ 小笠原諸島振興基本方針（案）について